

第 3 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 2 2 年 6 月 1 4 日 ( 月 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 議 6 月 1 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 8 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 3 号 ) の 承 認 に つ い て

第 9 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 4 号 ) の 承 認 に つ い て

第 10 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 5 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 3 第 11 号 議 案 平 成 21 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 7 号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 1 号 ) の 承 認 に つ い て

第 12 号 議 案 平 成 21 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 2 号 ) の 承 認 に つ い て

日 程 第 4 第 13 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 宍 粟 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 14 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 5 第 15 号 議 案 平 成 22 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 16 号 議 案 平 成 22 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

日 程 第 6 請 願 第 1 号 3 0 人 以 下 学 級 実 現 、 義 務 教 育 費 国 庫 負 担 制 度 拡 充 に 係 る 意 見 書 の 採 択 要 請 に つ い て

---

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1	一 般 質 問	
日程第 2	第 8号議案	宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について
	第 9号議案	宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について
	第 10号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）の承認について
日程第 3	第 11号議案	平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について
	第 12号議案	平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について
日程第 4	第 13号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	第 14号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 5	第 15号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
	第 16号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	請願第 1号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 岩 露 昭 美 議員

19番 小 林 健 志 議員

20番 岡 田 初 雄 議員

---

欠 席 議 員            な            し

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑 中 正 之 君	書	記	榎 谷 米 男 君
書	記 長 尾 紀 子 君	書	記	原 田            涉 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長 田 路            勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本            繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企画部次長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健康福祉部長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農業委員会事務局長	上 田            学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎            信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

御報告申し上げます。3日目の本会議におきまして、私の体調不良のため、途中欠席いたしましたことをおわび申し上げたいと思います。ようやくもとどおりになってまいりましたので、本日はひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

8番、福島 斉議員。

○8番（福島 斉君） おはようございます。8番、福島でございます。議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

日本中の地域の病院は患者さんが減りまして、そして、収支が悪くなると低収入、高リスクの小児科や産婦人科というものを減らしてきました。こういったことは間違いであって、警察や消防と同じで公共サービスであると。不採算医療において、地方自治体は公的資金を投入することは当たり前だという、これは専門家がそういうふうに言っております。私もそのとおりだと思います。幸いにして、宍粟総合病院においては、小児科、産婦人科は健在でございます。しかしながら、総合的に見ますと、医師不足により患者さんの数が減っていることも事実でございます。そこで、医療と福祉について伺いたいと思います。

まず、地域医療の中核である宍粟総合病院について、市行政としてどのように支えていくのか、市長の考えをお聞きしたい。

次に、毎年3億円以上という赤字が続いています。そうした中で、今後それが続行した場合に、市としてどのようにして補てんをしていくのか、あるいは補てんをしていく考えがあるのか、あるいはどういうふうにして黒字に持っていけるのかというようなことを聞きたいと思います。

次に、医師の確保に向けて、これまでもいろいろと努力されてきたと思いますが、今後においてさらにどうしたらいいのかということ、市長にお聞きしたいと思います。

3番目に、要するに医師の確保ができませんと、若い医師でも次々と転院された

りとか、あるいは自分で開業されたりとかいうようなことがよくあります。そういった中で、医師の長期間の定着に向けてどうしたらいいのかということ、市長の考えをお聞きしたいと思います。

次が、宍粟市のように過疎地や限界集落を抱えるところは、医療、福祉の需要というものは都市部よりも大きいと。そこで、これまでは行政サービスと位置づけをされてきたこの部分を、特に介護などですね、社会保障関連企業を育てるために大胆な規制緩和や助成、あるいは優遇措置を導入すれば、民間の資金が集まり、大きな雇用の場が生まれると思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 齊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き、大変御苦勞さまでございます。

それでは、福嶋議員の御質問にお答えをいたします。

総合病院、あるいは医療に関するどういう考えがあるかということでございますが、宍粟総合病院はこの宍粟市において唯一の公立の総合病院でございます。そういう中で、今、国の制度いろんな形の中で、医師不足というようなことがあるわけですが、そうした中で、地域医療を守るということは行政だけでもなかなか守れない。それから、病院だけでも守れない。市民も交えたそういった中で地域医療というものを守っていかなければならない、こういう考えのもとで、いろいろ苦勞をそれぞれ病院側と一緒にやっているわけでございます。私もそれぞれ大学でありますとか病院等、昨年から回って来たり、いろいろ努力しておるわけですが、なかなか難しい課題ではあると思いますが、全力で努力をしてみたいというふうに思います。

宍粟総合病院につきましては、地域で不足している医療、救急医療、一般診療等で不可能な高度医療等を提供する唯一の病院として、地域住民の皆さんの安心を確保していく大きな責務があろうと考えております。また、「宍粟の地域医療をサポートする会」が、今春、市民レベルにおいて発足したこともあり、地域ぐるみで病院を守り育てていこうとする機運が盛り上がってきております。市としても求められる責務を形としてあらわす不断の努力が必要と考えているところであります。

御質問の赤字補てんについてでございますが、まず、総合病院改革プランの経費削減、病床利用率のアップ、地域連携による利用者の増加等の目標達成を第一に取り

組み、財政の健全化を図ることによってプランにも盛り込んでおります繰入基準の精査に努めていかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、唯一の総合病院はどうしても存続していく必要がございます。このため病院利用の適正化、医師確保による経営の安定化、こういったことに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、医師確保に向けた考えについての御質問であります。現状において、医師の確保は非常に厳しいというのが全国的にもございます。厳しい状況と言わざるを得ないというふうに思います。

御案内のとおり、この状況というのは全国的な医師不足、国、県への要望、大学医局への医師派遣の要請、宍粟市出身の医師への依頼など、さまざまな手段を用いております。なかなかすぐに結果には繋がらないというような状況であります。こうしたことにも引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

この3月末に、僻地拠点病院の指定を受け、現在は、新任医師の魅力ある研修の場として基幹型臨床研修病院の認定に向けて、現在、近畿厚生局と調整中でありまして、新任医師の確保に重点を置き、努力していかなければというように考えているところであります。さらに、研修医を受け入れる関連大学の拡充、各種専門医の資格の取得できる研修体制を充実、機器の整備、労働環境の改善、医療の質の向上に引き続き努力していくことにより、医師の確保に努めていきたいというふうに考えております。

また、医師の長期間の安定に向けた考えについてでございますが、総合病院の医師にはできるだけ長く勤務していただくために、医師の勤務時間等の負担軽減や医療機器の充実等による医療の質の向上、病院職員全体の連携によるチーム医療の確立、医師の住環境の整備等に努めているところであり、さらに努力していきたいと考えております。

また、医師にいつまでも勤務したいと思っていただける地域とするため、新たに発足をしました病院ボランティアや地域医療をサポートする会、現在調整しております地域住民より医療ニーズを把握するための病院運営協議会と連携をして、病院の情報を市民に積極的に提供するなど、市民と医師との距離を縮める取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、介護施設等を整備することで雇用の拡大に繋げるための方策がとれないかという御質問でございます。これにつきましては前回もこうした御提案をいただいたというふうに思っておりますが、規制の面では、特別養護老人ホームの建設に

についても他の介態施設の場合と同じく、介護保険事業計画に計上されたものでないと建設できないことになっております。また、助成の面では、国が2分の1、県が4分の1の建設補助金が平成4年度で廃止をされ、財政が苦しい地方も補助金を抑制しなければならず、さらに、介護報酬も引き下げられたことにより、事業者が介護施設の建設に手を挙げなくなってきており、現場の介護従事者不足も深刻で、建物をつくっても人員が確保できないという現状があるため、全国的に見ても、仮に計画があったとしても、開設が進まないというような状況になっているところであります。

介護現場は、こういった厳しい状況になっておりますので、御提案のような大胆な規制緩和や助成が実施できれば、施設建設に手を挙げる事業所もあり、介護報酬が上がって現場も人員確保ができるかもしれませんが、現時点におきましては、規制等は国や県によってされており、市独自の助成というのは非常に難しい状況でございます。国県に規制緩和や助成を要望していきたいというふうに考えているわけでありまして。いずれにしましても、待機者の解消や雇用の確保となるような検討も引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） まず、医師の確保のために、これはっきりとした医師住宅というものが不可欠だと考えますが、このたび4月1日ですか、小野医師御夫妻が滋賀県のほうから総合病院に来てくださいました。そして、一戸建ての住宅が欲しいと言われ、市でこれを確保したことは御承知のとおりです。そういったことが今後においても必要になろうかと思えますね。その辺のことについて、どういうふうに市長としてお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それから、総合病院のことについてですけども、赤字解消に向けていろいろなことがあろうかと思えますが、先ほども言われたように、市民あるいは行政、病院側そういったところが一体とならなければいけないということで、先ほどちょっと市長が言われた地域医療をサポートする会というようなものを、私も実は入らせていただいているので、今度7月の3日には院長先生を交えて、そうした、どういうふうにしてこれから病院が栄えていくとか、宍粟が元気になるといとか、そういったことをお聞きしたり、話していったりしたいと、こういうふうに考えております。その中で、先ほど言いました、まず、住宅確保というようなことについて1点お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 医師住宅につきましては、先ほどお話がございましたように、新任の医師夫婦が来られると。そういう中で、家族連れで宍粟市へということでございまして、いろんな要望を聞きながら、将来のことも考えて、医師住宅を確保したわけでありまして、先生には単身が多いわけでございます。そういう中で、マンションとかアパートの方がいいと言われる方もありますし、いろいろございまして、これらにつきましては、柔軟に対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 8番、福嶋 斉議員。

○8番（福嶋 斉君） 次に、いわゆる介護施設につきまして、少しお聞きしたいと思いますが、市単独ではこれは助成は難しいという先ほどのお話がありました、例えば、今よく話題になっております神河中学校跡地利用というようなことで、これは一つの例ですが、例えば、市のほかにもありますそういう遊休地というようなものがあれば、そこに介護施設というものを建設して、民間にいわゆる貸し出す、賃貸料を取って貸し出すというようなことのお考えはないでしょうか。

これはいろいろな、具体的に言いますと、デイサービスであったり、あるいはグループホーム施設であったりとか、ユニット型の施設等、そういったものをいろいろ建てる、あるいは建物については一般的に僕もあちらこち新宮、あるいは旧龍野市だとか、佐用だとかいろんな方面のそうしたグループホームであったり、デイサービスであったり、あるいはユニット型のそういったところを見せてもらってます。そういった中で、そういったことが平屋でね、できれば平屋で、広い敷地面積があれば平屋でそういうことができないのかなというふうに、すぐにとはいうことはなかなか難しいと思いますが、そういったことについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、老人ホーム、あるいはグループホーム等の入居の希望が多いということも存じておりますし、また、市独自でということではありますが、なかなか国の支援、県の支援、先ほど申し上げましたように、だんだん削られてきておる。そういう中で、市が建てるにしても莫大な予算を必要といたします。そういうことで、民間がそういう手を挙げてくれるということが一番いいわけなんです、先般、予算を決定をいただいたわけですが、グループホーム等につきましては、あれ9床だったと思いますが、こういったことにしておるわけですが、これにしましても、なかなか手を挙げてくれるところが少ないというのが現状でございまして、ましてや、建てて賃貸ということになりましても、施設が施設でありますの



でなかなか難しいのではないかなという気もいたしております。その辺はまた具体的にいろいろ調査をしてみなければわかりませんが、施設が福祉施設ということでございますので、その辺がどうなるのか、そういった問題もあろうかと思えます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

続いて、5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 5番、西本 諭でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

鳩山総理から菅総理にかわり、支持率が急激に回復いたしました。筋書き通りとはいうものの、鳩山民主党政権が行った政治は、私たち国民には期待を大きく裏切るものとしか言えません。テレビである解説者が民主党政権を「やるやる詐欺だ」と言っておりましたが、マニフェストをそのまま実行したものは何一つなかったように思います。

それにつけても、私は鳩山総理の最後のコメントがとても気になりました。それは、国民が聞く耳を持たなくなったと言って、総理を辞められました。私は議員としては1年生ですが、総理ともあろう方がこんなコメントを発したことは、仮に百歩譲っても理解できません。強い憤りを覚えました。青いと言われるかもしれませんが、私は国民に奉仕するのが議員だと信じております。

我が公明党は「チーム3,000」と名づけて活動を展開しておりますが、私たち地方議員や国会、県会議員を含めて3,000名以上の議員が所属しております。これは、地方議員が各地元地域の小さな声を聞き、地域で解決できなければ県へ、県で解決できなければ国へと繋ぐことによって、地方の小さな声であっても国を動かすことができるということでもあります。

例えば、教科書の無償配布、今では当たり前のようになっておりますが、これは私どもの先輩議員と一人の貧しい少女との出会いから始まっています。その先輩議員が小学校の教員だったころの話ですが、「先生、この教科書幾らですか。私買います。みんなと同じように買いたいです。」そう言って詰め寄る少女のひとみは涙であふれていた。春、新学期、真新しい教科書を手にして喜ぶ小学生の中で、その少女だけが暗い顔をしていた。少女の家は生活保護を受けており、教科書は国から特別に支給されていた。ところがそれが友達に知れ、「おうちが貧乏だから買えないんだって。」などとひそひそ話がクラス中に広がってしまった。少女は、おもちゃもお菓子も何も要らない。でも、教科書は自分で買いたい。少女は悔しくて自宅にあった陶器製の貯金箱を壊し、小銭を数えたが数十円足りなかった。「これ教

科書代です。足りない分は後で必ず払います。教科書を買ってください。」必死に訴える少女の声がありました。憲法では、義務教育の無償をうたっている。せめて教科書代だけでも無償にしなければ、あの子のようなつらい思いを二度と繰り返してはならないとの思いから、粘り強く、時にはばかにされながら、昭和38年、当時の池田隼人総理に迫り、勝ち取ったものです。ちなみに当時の公明党の前進である公明政治連名は参議院議員のみの9名の状態でした。党利党略を超え私利私欲でなく苦しんでいる一人の声を聞く、これが我が党の基本理念であり、今も生き続ける伝統であります。

私、個人的には、鳩山さんにお会いしたことはありませんが、本当の国会議員にはなれない人だと思いますので、特に生活に困っているというふうなこともないので、次の選挙を待たず、早目に辞められた方がいいと思います。前置きが長くなりましたが、最初の質問に移らせていただきます。

小学校から中学校に進学した際に、環境の変化にうまく適応できずに、不登校になったり、学力の低下となってあらわれる「中1ギャップ」が最近クローズアップされるようになりました。例えば、平成20年度の文部科学省の資料によると、中学校1年生の不登校生徒は2万3,149人に対して、この学年が小学校6年生だったときの不登校生徒の8,145人と比較すれば、約3倍にはね上がっております。これが「中1ギャップ」のあらわれの一つです。

小学校から中学校に進学した際に、ギャップが生じ不登校やいじめの問題が顕著にあらわれるという特徴を「中1ギャップ」と初めて表現し、命名したのは新潟県教育委員会と聞きます。新潟県教育委員会は平成15年から「中1ギャップ解消プログラム」を立ち上げてさまざまな対応に取り組んだ結果、不登校やいじめは大幅に抑制され、減少の傾向を示したというのです。その中で、大きく貢献したと考えられるのは「教科担任制」でした。この教科担任制は、今、全国の小学校5、6年生などの高学年を中心に徐々に広がりを見せていると聞きます。中でも、群馬の伊勢崎市は本年4月から公立小学校24校全校の全学年で教科担任制を一部導入したという例も聞いております。

教科担任制のメリットは各教員が専門性を生かし、得意な授業を受け持つことにより、授業の質が向上する。また、受け持つ教科が減るので、教員自身の負担が減る。また、複数教員がかかわることにより、多面的な指導、育成が可能になる。そして、中学校に進学した途端、授業になじめなかったりする、不登校になったりする生徒を減少させることができます。しかし、教科担任制を行うには、学校、児童、

教員、教育委員会、保護者の理解のもと推進する必要がある、大変に困難な課題が山積みしておりますが、児童生徒一人一人が確かな学力と同時に豊かな学校生活を過ごすことができるよう努力すべきだと考えます。

私が自分の子どもとかかわった3年間の中学校生活でも、不登校の生徒、保健室で過ごす生徒、学校になじめないで転校していった生徒、逆に不登校から部活動を通して不登校を克服した生徒、短い間でしたが、さまざまな子どもを見てまいりました。楽しい有意義な3年間にするのか、地獄のような3年間にするのか、かけがない子どもたちの人生を希望あふれるものにしていく、これが私たち大人の責任であります。当市におきましても、少子化に伴い幼保一元化、学校規模適正化、小中、高も入りますけども、一貫教育等、真剣な論議が行われておりますが、あわせて市として「中1ギャップ解消のプロジェクト」を立ち上げるべきだと考えます。

そこで、当局に伺います。宍粟市における小・中学校における不登校やいじめの問題に対する現状とその取り組みについて伺います。

そして、「中1ギャップ」解消に向けて、小学校に教科担任制の導入を早急にすべきだと考えます。見解を伺います。

次に、学校現場におけるアレルギー疾患対策について伺います。

学校現場で、児童が突然アレルギー疾患のショック症状のアナフィラキシーを発症し、もがき苦しんでいる現場で、誰が、どのように児童を救うのかという観点から質問をさせていただきます。

国民の3割が何らかのアレルギー疾患を持っていると聞きました。現に、私の子どももアトピー性皮膚炎にかかり、私たちがこの宍粟市に里帰りした大きな要因にもなっていますし、家内は鳥アレルギーで我が家では鳥の料理は一切出ませんし、高価な羽毛布団もありません。実は、大変に申しわけないことですが、赤い羽根募金等の羽根さえ家内はさわることができません。さらに、縁起のいいとされるツバメもいつも追い払います。しかし、子どもは鳥の空揚げが大好きですので、子どものためなら家内は頑張ってレンジでチンして、弁当のおかずには入れているようです。家族旅行のときでも、必ず宿泊先に羽毛布団かどうかを確認して、羽毛布団ならほかの布団に変えてもらいますし、なければ毛布を人数分持参したこともあります。そういう私も今は克服しましたが、かつては鯖アレルギーでした。鯖を食べると体中にじんま疹が出ておりました。さらに、子どもと家内は花粉症で毎年悩まされておりますので、アレルギー疾患は本当に人ごとではありません。私たち家族は、一応自分たちで対処することができますが、学校現場においてアレルギー疾患対策

は子どもたちに安全安心な、そして心豊かな学校生活を過ごすための重要な課題です。

平成19年4月に文部科学省からアレルギー疾患に関する研究調査報告が公表され、各種アレルギー疾患の有病率はアレルギー性鼻炎、これが9.2%、ぜんそく5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、食物アレルギーにつきましては2.6%と高い数値を示しております。報告では、多くの学校でアレルギー疾患の実態把握に努めているものの、対策につながる詳細な情報が把握されておらず、医師が関与する仕組みや医学的根拠に基づく対策が必要とされております。これを受けて平成20年4月に文部科学省が監修し、日本学校保健会が学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを公表し、アレルギー疾患のある子どもたちを学校などでどう支えていくのかという視点で取り組みを促進しております。

その中で、食物などが原因で起こるアレルギー反応アナフィラキシーに陥ったときに、症状を緩和するエピネフリンの自己注射、これを通称エピペンと言ってますけども、それについて緊急時に本人にかわって教職員等が打つことは、医師法に違反しないとする初めての見解が示されました。しかしながら、学校現場では教職員が注射を打つことへの抵抗感が生じているのが現状ではないかと考えます。アナフィラキシーのショック症状は発症から30分以内にこのエピペン等の自己注射が必要であります。学校で発生した場合には子どもの意識が低下する中で、子ども自ら打つことが困難な状況にあることから、教職員等が本人にかわって打つことが必要になります。既に実施されているとは思いますが、県教育委員会と協力し市内のすべての公立高校にアレルギー疾患を有する児童生徒への対応について周知徹底を伺い、エピペンの使用手順や留意点、使用方法などの研修会を強力に推進するべきだと考えます。そこで、以下のことを伺います。

学校現場において、食物アレルギーなどのアレルギー疾患で不安を抱えている子どもたちに対してどのような対策を講じられていますか。

そして、今後緊急時のエピペンも含めて、どのような対策を講じようと考えられていますか。

そして、エピペンは平成21年3月より救急救命士による注射も可能になりました。エピペンはハチに刺された場合とか、また薬物に対しても有効です。そこで、エピペンの活用状況と現状を消防長に伺います。

そして、次の質問であります。

次の質問は、本来、一般質問で取り上げるような問題ではないと考えますが、あ

えて今後のまちづくりを考える上で大切な視点と思い、既に先輩議員も同様の質問をされているとは思いますが、少し時間をいただき質問させていただきます。

市内の各地で、自治会等を中心に溝掃除が行われておりますが、私の自治会では、自治会員総出で一斉に行われました。そんな中、山崎町内のまち部の地域では、溝掃除は各自で自分の家の周りの溝を責任を持って清掃するようになっております。ある高齢者の婦人から、私はひとり暮らしで溝のふたが重くて持ち上げられない、何とかならないかということでした。家に若い人や男手がある場合はよいのですが、高齢者のひとり暮らしの方にとっては、自治会に迷惑をかけたくないとの思いで、大変に苦慮されております。この話は数軒からお聞きしました。地域の溝掃除作業は大変に重要な行事です。地域の結束や交流を生み、作業そのものは災害のときに被害を大きくさせないことに繋がります。今後、まちを整備する計画の中で、高齢者世帯に配慮したまちづくりの計画が必要と感じ、あえて質問させていただきます。

今後、増えると思われる高齢者世帯が地域の中で生き生きと元気で生活できる配慮が必要だと思います。そこで、今後も増え続けるとと思われる高齢者世帯対策として、溝ふた等を軽量化するなどの対策をとる必要が考えます。対応、対策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 西本 論議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私の方からは、清掃時における現状と不安解消ということについて、あとの点につきましては、教育長、あるいは担当の方から申し上げたいと思います。

道路側溝につきましては、道路管理者である市が管理すべきものであります。日ごろ地域の皆さんによる地域活動の一環として、清掃などを行っていただいております。わけございまして、これにつきましては感謝を申し上げたいというふうに思います。

御存じのとおり山崎町の旧町内においては、ほとんどの道路側溝に溝ふたが設置してありますが、経済面からコンクリートが多く使用されているため、高齢者では持ち上げられないというのも一つの現状でございます。また、グレーチングを使用している場合でも、断面が大きな水路とか、景観型のもは荷重が大きくなっているため、取り外しが難しいというふうに考えられます。これにつきましては、ある程度分割することで解消ができるであろうというふうに考えますが、強度や安全面

からあまり小さくするというのも非常に難しい問題がございます。これらについては、現状を把握しながら検討をしてみたいというふうに考えております。

また、一方で、御指摘の高齢の御婦人の気持ちというのは、非常にわかるわけがございます。こうした思いも地域コミュニティの中で、お互いに補完できるようなそういう姿が地域として望ましいのではないかなというようにも思っておりますし、こういったことにつきましても、それぞれの自治会等を通じて協働というようにもお願いをしたいというふうに思っております。しかしながら、どうしても高齢の中で非常にそういったことが難しい、あるいは実態が地域の活動の支障になっているということでございましたら、担当の方まで言っていただければ、実情をお聞きしながら、柔軟に対応してみたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 西本議員の御質問の、まず宍粟市における小学校、中学校の「不登校」、あるいは「いじめ」の問題に対する現状と取り組みという部分でございすけれども、全国的な状況については、先ほど御指摘いただいたとおりかと思えます。

宍粟市の状況でございすけれども、不登校の児童生徒数総数につきましては、平成20年には25名、それから平成21年度は15名でございす。平成16、17年当時につきましては、30～40名前後で推移していた状況がございすので、多少の年によって増減があるわけですがけれども、全体的には減少の傾向にあると考えております。

また、いじめにつきましても、平成20年度は15件、平成21年度、去年は2件となっております。これにつきましても年によって多少の変動はありますけれども、大きな傾向としましては減少傾向にあると考えております。

これらの要因につきましては、それぞれの現場の教職員が日々の実践の中で、児童生徒に対して心の通い合う、きめ細かな指導と一人一人の居場所づくりと申しますか、そのような視点で、学校あるいは学級経営を推進していることがあると考えております。

また、宍粟市におきましては、小中一貫教育ということを推進しております。特に、小学校から中学校への移行についてはできるだけスムーズに移行できるように、小学校6年生の児童を中学校への体験入学や、中学校の先生が小学校での授業実践

をしたり、入学前に小学校の担任の先生と中学校の担任の先生、あるいは養護の先生がそれぞれ子どもの様子等について情報交換を行うなど、連携をしておることが少しずつ成果となってあらわれてきておるのではないかと考えております。

また、中学校に配置されております、県費の職員ですけれども、スクールカウンセラーがそれぞれの児童生徒の心のケア、あるいは養護教諭と担任との連携指導等の援助を行っております。また、教師による家庭へ足を運ぶなど学校と家庭がきめ細かな連携をしながら対応しておるといことも、その不登校、あるいはいじめの減少につながっておるものと考えております。

それから、「中1ギャップ」の解消に小学校の教科担任制を導入するということについての考え、また、その他の取り組みはという御質問でございますけれども、「中1ギャップ」の解消については、小学校における教科担任制ということが、ある意味では、有効であるという部分につきましては、御指摘のとおりでございます。兵庫県におきましては、兵庫型教科担任制ということを打ち出しております。小学校における教師の専門性を生かした学力の向上や、複数の教師による児童を多面的に理解しようということ、あるいは中学校の教科担任制へのスムーズな移行等に応じた多様な教育の推進をねらいとしているところでございます。

宍粟市におきましては、兵庫県が進めています教科担任制を含めて、現在、新学習システムの加配校を中心としまして教科担任制の教師を配置しておるところでございます。現在、小学校で7校を教科担任制の教師を配置しておる実態があります。そういう中で、小学校から中学校への円滑な移行も一つのねらいとして推進をしておるところでございます。

また、学校ではいろんな形で、いわゆる「中1ギャップ」の解消に向けて、工夫をしておるところでございますけれども、先ほど申し上げました7校の教科担任制の加配を配置しておるとい部分もあわせて、小学校高学年で教科担任制を現実に取り入れておるところもございます。今後、県は平成24年度に全校的に、いわゆる兵庫型教科担任制の全校配置を予定しております。宍粟市としましても、その方針に沿って各学校に配置していく予定でございます。

また、宍粟市独自として取り組んでおります小中一貫教育の部分でも授業の交流、あるいは学校行事の交流等も含めて、この取り組みが小中一貫への円滑な移行につながるよう努めておるところでございます。

それから、現在、学校現場において食物アレルギーなどのアレルギー疾患で不安を抱えている子どもに対しての対応についてでございますけれども、各学校では、

健康調査を実施をしております。児童生徒の心身、体に対する状況をしっかり把握しながら、家庭、学校、あるいは給食センター等、連携を図りながら、子どもの命の安全、安心を第一に一人一人に対応していくよう指示をしておるところでございます。

また、給食センターの対応といたしましては、献立に加工食品を使用しないという、すべて手づくりであるということを原則として、例えば、現在ハンバーグやてんぷら等につきましても、卵アレルギーというような部分もありますので、卵を一切使用せずにつくるというような方法も工夫をしております。今後とも、アレルギー対応の食材を多く取り入れるような研究、あるいは工夫を考えてまいりたいと思っております。

また、食物アレルギーのある児童、生徒の保護者や、特に希望される保護者につきましては、事前に給食センターから食材一覧表を配布しております。その中で栄養教諭と連携を図りながら、個々の生徒に対応しておるところでございます。また、気管支ぜんそく等のアレルギー疾患のある児童生徒についてにつきましても、保護者と協議しながら、その手だてについて全教職員の共通理解のもとで取り組んでおるところでございます。

先ほど西本議員さんの方からありましたように、例えば、宿泊訓練、あるいは修学旅行等につきましても、事前に十分業者と宿泊先、あるいは昼食等のメニューを確認しながら、保護者と協議をして進めておるところでございます。また、気管支ぜんそく等につきましても、吸入器の携行や、あるいは引率教員が児童の健康状況を逐次把握するように留意しながら、要望あるいは症状が出たときにどのような形で即時対応ができるのかという、そういう体制も含めて事前に十分準備をしながら進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 西本議員の御質問にお答えいたします。

エピペンの使用の現状につきましてでございますが、これまでの救急救命士は心肺停止の傷病者に対してのみ特定行為として薬剤投与が認められておりました。平成21年3月2日付で、厚生労働省より「救急救命処置の範囲等について」という一部改正がなされまして、救急救命士によります自己注射が可能となっております。これは、エピペンを処方されている人に対して、救急救命士がエピペンを使用して薬剤投与を行うということによって可能になっております。



そこで、平成22年3月には引き続きまして総務省消防庁より、救急救命士が救急現場におきまして、安全、確実に救命率の向上を図ることを目的といたしまして、全国の消防本部に配置されております救急救命士、これに対して訓練用のエピペンが譲与されております。当消防本部におきましても、救急救命士におきまして、そういった訓練用のエピペンが譲与されておきまして、この3月以来救急救命士によります取り扱い訓練、あるいは研修を行っているところであります。

消防本部の平成21年中におきます救急出動1,662件、こういった中におきまして、薬物アレルギーが1件、またハチ刺されが3件、計4件につきまして出動しております。また今年、平成22年現在におきましては、6月1日現在、699件救急出動しておりますが、そのうち2件が食物アレルギーということで出動しておりますが、昨年あるいは今年の分あわせましていずれも症状は軽く、またエピペンを所持された方ではありませんでした。

そういうことからいたしまして、宍粟市内におきましては、昨年から現在のところまで、この救急救命士によりますエピペンの投与、あるいは使用等は現在ございません。また、救急救命士によりますエピペンの投与は、病院から処方され、エピペンを携行されている傷病者の方、この方に限りまして、そのエピペンを使用して投与を行うことができるということになっておきまして、それを他人の方に使用するということは禁止されております。

そういったことから、消防本部といたしましても、今後におきましては、アナフィラキシーの対応を含め、救急救命処置等に対しましては一層の研修、あるいは訓練等によりまして、万全の対応を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） エピペンの使用についてでございますけれども、このエピペンの使用を含めた対策についてでございますけれども、平成20年4月に文科省から「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というのが出されております。これにつきましては、それぞれの学校へも校長会等を通して周知をしておるところでございます。本年、平成22年の6月1日現在、市内の学校において、児童生徒の保護者からアナフィラキシーに対応の自己注射を預かるケース等については、あるいは対応児童生徒の報告についてはないというのが現状でございます。

今後、学校医、あるいは専門家等に助言もいただきながら、エピペンの使用については研修を重ねていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） ありがとうございます。

本当に、今、教育長のお話もお聞きして、本当に教育現場では大変に努力されているということがよくわかりました。私自身の子どもも、小学校のときに一時不登校をしまして、それも原因はやっぱりいじめでした。いじめがあつて不登校になってしまったという結果も体験しておりますので、そのときに、私自身は特にいじめがあつたとかいうことは学校側には伝えておりませんので、そういう意味では、この数字的にはどんどん減ってきているということがありますけどもね、またそれは表に出ていない部分も、逆にたくさん、表に出ているのは氷山の一角であるというぐらいに思っていたら、さらに御努力をお願いしたいということでございます。

先ほど、「中1ギャップ」の件でお話しさせてもらったときに、いわゆる一つのメリットとして教員がたくさんの授業を受け持たなくてもいいので、負担が減るといふようなことも話しさせてもらいましたけども、一つ私自身が学校を取り巻く教育現場の中で危惧することがありまして、それは私が読む新聞記事なんですけども、いわゆる教員の心の病という部分で非常に、先ほども御努力されているがゆえに、いろんな募る思いとか、いろんな苦しい部分があるんだと思うんですけども、これは文科省の2008年の報告ですけれども、2008年現在で、学校休職者に対して63%が心の病にかかっておられるという、これは年々率が増え続けています。例えば、1998年では精神疾患が39.2%、ところが2002年になりますと50.7%、2008年は63%、こんなふうにとんどんとん精神疾患が増えてきている。本当にこれを見ますことによって、学校現場の大変さというのは重々感じますし、大変なことだと思います。

ただ、これをそのままにやっぱりしていくことは、子どもたちにとっても絶対よくないことでありますし、そういう心の病の方に対しての支援プロジェクトといいますか、支援策というか、そういうのは今何か行使されていますか。また、今後考えられていますか。そういうのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘いただいたように、本当に今、保護者あるいは社会全体が非常に価値観が多用しておりまして、いろいろな意見あるいは考え方を踏まえて、子どもたちを教育していくという、そういう現状は御指摘のとおりでございます。

特に、小学校につきましては、基本的にいわゆる担任がすべてのものを抱え込ん

でいくという状況がございます。そういう部分では、スクールカウンセラー、先ほど申し上げましたようにスクールカウンセラーにつきましても、もちろん子どもたちの心のケアという部分も当然あるわけですが、先生方のいろんな意味での悩みの相談、あるいは心のケアという部分につきましても、スクールカウンセラーが対応しておる部分がございます。

また、特に問題解決の中で、一人で抱え込んでいかずに、学年あるいは学校全体で悩みを共有しながら、取り組んでいこうという、そういう体制もつくっております。例えば、家庭訪問をするときには複数で行こうと、あるいは保護者といわゆるいろんな面談をするときには、学年主任もあるいは生徒指導の担当もあるいは養護の先生も入りながら、いろんな角度から相談体制をつくらうという、そういうような形で、一人の先生にいろんな課題あるいは問題がかからないというような、そういうような形の指導体制を各学校で構築しておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 不登校とかいじめ、どんどん、先ほどのお話ですと、減ってきているということですので、本当に少子化が叫ばれる中で、じゃあ今いる現場の子どもたちが一人も漏れなくこういう被害といいますか、そういうのに遭わないよう、さらに努力をしていただきたいなということを感じておりますので、よろしくお願いします。

そして、アレルギー疾患のことなんですけれども、先ほども私ちょっとべらべらと話ししましたけども、私自身もいろんなアレルギーに悩んでおりますけれどもね、本当にこのことによってさらにこれがいじめにつながったり、不登校につながる可能性もたくさんあります。そういう意味で、学校側としても詳細を把握すること自体が大変な作業、また大変な努力だと思いますけれども、とにかく健全な学校生活を送れるよう、御努力をまたさらにお願いしたいと思います。

1点だけ気になるんですけど、先ほど教育長随時研修を行っているということが言われましたけれどもね、私自身今回いわゆるアレルギーに対してのエピペンのこと等は、実は初めてこの質問をさせていただく中で知りました。じゃあ、逆に私の方が遅かったんですけども、やはりこういうこともやっぱり世間の方で周知する意味では、いいことだなと思って私自身発表させてもらいましたけれども、その中でアレルギー性の方で、要するにショック状態を起こすのが0.14%というふうにデータとして出ています。先ほども言いましたように、その症状が発生して30分、それ以内にそのひどいときはエピペン注射等で、それ緩和措置、これは治療ではあ

りません、緩和措置ですけれども、する必要があります。それが自分の目の前でそういう方が苦しんでいる、そのときに本当に勇気を持って注射をするなり、その30分以内という、いわゆる制限がございますので、これは本当に尋常な精神状態ではなかなか厳しい、ふだんからそういう、今はたまたまないというお話でしたけれども、研修を重ねていかれて常に忘れずをお願いしたいと思いますし、またさっき言われたいろんなところに出かけたりしますので、そういうときにも医師等との連絡を取れる体制とか、その辺まで配慮をお願いできればなと思いますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

この件はもう結構ですけれども、あと三つ目の質問ですけれども、溝ぶたのことですけれども、当然こんなことは担当部局に行って話をすればいいことだと思うんですけども、私自身が、昨日もちょうど雨の中でしたけれども、私どもは葛沢の方の宇野という自治会ですけれども、クリーン作戦ということで雨の中、朝2時間ほどやらせていただき、その後またその引き続きで消防訓練を雨の中でやらせていただきました。

私ども実は宇野、ほ場整備等で新しいきれいな道をつけていただきまして、それと同時に両わきに植栽をたくさん植えていただいて、旧道を直したもので小さな公園なんかもあったりして、本当にできた当時はありがたいなど、うれしいなという気持ちでしたけれども、宇野というところはそれこそ学遊館が奥にあったり、少し下では体育館なり町民グラウンドがございますので、イベントは結構たくさん行われます。うちは、昨日もクリーン作戦やったんですけれども、年に4回クリーン作戦やってます。それプラス溝掃除をやっているわけですね。皆さん、本当に一生懸命まじめに出てこられていますけれども、その中でも高齢者の方はもう出てこれないという方もおられますし、そういう感じの中で、今たまたま私どもの場合は県道なんですけれども、植栽、これね、生き物ですからどんどん大きくなるし、草もすごい生えるんですけども、年4回ないし5回、そしてそれ以外にいろんなイベント等に出ることが多うございます。これは県の方をお願いしていただきたいという願いなんですけれども、そういう手のかからないような、そういう美しい景観を保てるような、そういうことも今後のまちづくりの中で検討していただきたい、お願いしていただきたい、県のほうにもね、いろんな市のほうもあると思いますけれども、そういう手がかかりにくくて景観がいいという勝手なあれですけれどもね、そういうことも日々感じておりますので、これからあえて今後高齢化世帯が増えるということ考えたときに、本当にプレッシャーになってくると思いますので、そういう配慮

もお願いしてちょっと質問させていただきます。是非、そういうことをしていただけるかどうか、お願いしていただけるかどうかということ。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 今言われたのは、マラソンの関係で周辺美化ということで県道の整備をいろいろと緑化でされておるということで、今後につきましてもいろいろと県の方に働きをかけていきたいと思っています。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） エピペンのことですが、文科省の見解につきましては、いわゆるアナフィラキシーの救急現場に居合わせた教職員が、エピペンを自ら注射できない状況にある児童生徒にかわって注射することは反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えます。また、医師法以外の刑事民事の責任についても、人命救助の観点からその行為については認められるという、そういうような見解を示しております。先ほど御指摘いただきましたように、今のところそういう生徒については、いないわけですが、十分、基本的には養護の先生が中心になって研修をしていくわけですが、そういうような状況が出たときに対応できるような体制を整えていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、西本 諭議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩といたします。

午前10時37分休憩

---

午前10時51分再開

○議長（岡田初雄君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

まず1番目に、後期高齢者医療制度の問題点と、後期高齢者の医療費の無料化を市長に伺います。

2009年の夏、総選挙で後期高齢者医療制度を即時廃止して、元に戻すことを公約しておりました新政権が誕生し、高齢者は誰も後期高齢者医療制度がすぐに廃止になると信じておりました。ところが、いまだに制度は続いております。この制度にはたくさん問題点があります。

まず1番目ですが、市町を集めた広域連合による運営となっておりますため、住民の意見が届かない、きめ細やかなサービスが全く期待できないなどの問題点があります。田路市長は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員になっておられますが、宍粟市在住の後期高齢者の命と健康を守るために、どのような発言をされてこられましたか、お尋ねいたします。

続いて2番目に、毎日宍粟市内で75歳の誕生日とともに後期高齢者とされて、家族から引き離され、保険料を新たに負担させられるお年寄りが生まれております。老人保健制度のときは、扶養家族の方は保険料を払わずに済んだのですから、大きな負担であります。保険料は、年金が月額1万5,000円以上ある人は原則として年金から天引きで、それ以下の人は自分で保険料を納付する制度となっておりますが負担が大き過ぎます。滞納された方は期限の短い保険証にされ、また、保険証を取り上げられることもあります。新政権は、制度廃止の先送り期間中の負担軽減策を公約しておりましたが、保険料を据え置くための財政措置を取らず、この4月から保険料が上がり、負担はより大きくなっていきます。年金は増えないのに天引きばかりは増え、生活不安が広がっております。医療費を払えないので、受診を抑制している人がおられます。このような現実がある中、社会保障をはじめとして、高齢者を取り巻く社会状況には大変厳しいものがあるので、国が高齢者を守ってくれないのなら責任を持とうと、75歳以上の医療費を無料にする自治体も出てきております。宍粟市も後期高齢者の医療費を無料化するべきではないのか、市長にお尋ねいたします。

続きまして、介護保険制度のサービスの現状把握と改善について、市長にお伺いいたします。

2000年4月の介護保険制度実施から10年、介護の社会化とは裏腹に、保険料だけは年金天引きで有無を言わず徴収され、介護の担い手は圧倒的に不足し、必要な介護保険サービスも利用できず、施設も満杯で入れない、家族の負担はどんどん増えております。

1番目に、特別養護老人ホームに入りたくても入れない現状をどのように認識しておられるのか、改善策は。

続いて2番目に、2006年度の介護保険の改正以降、給付の適正化の名による厳しい指導や監査が行われるようになり、訪問介護の生活援助に規制が加えられるようになったということを市長は御存じでしょうか。現場は混乱し、サービス利用者は「なぜ、今までしてもらっていたことをしてもらえないのか」という疑問を持

たれたままとなっております。サービス利用者の生活に即した訪問介護の生活援助などを提供できるように、宍粟市独自の解釈をサービス利用者やサービス提供事業者に示すべきではないのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、山下議員の質問にお答え申し上げます。

1点目の兵庫県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、高齢者が安心して暮らせることができることを優先し、誰もが平等に医療にかかれるよう努力をいたしているところでございます。

そういう中で、連合議会でどういう発言をされたかということではありますが、これにつきましては、それぞれ市長なり、一部のところでは議会から出られている方がございます。そういう中で、特別に発言ということはいたしておりませんが、市長会は市長会としていろんなグループに分かれて、いろいろ政府に対しても提言なり要望ということをしていただいているところであります。

先般も東京で全国市長会がございまして、私は第3分科会ということで、こうした問題の部会で一緒になって国に対する要望をいたしたところでございます。参考までに申し上げますと、この後期高齢者医療制度改革につきましては、後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることにあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一体化に向けて、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編、統合等を行うこと。それから、後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保制度の負担増は決して担わないよう国の責任において万全の対策を講じること。それから、新制度の発足に伴って発生、波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。こういった要望をしてきたところでございます。

続いて、2点目の保険料の負担であります。国民健康保険加入の時と比較して保険料が安くなる方もあります。家族がいて扶養されているような方は保険料が高くなる場合もありますが、高齢者夫婦、またひとり暮らしの高齢者の方は軽減措置もあり、一概に高い方ばかりではないというのが現状でございます。平成22年4月からの保険料の均等割は据え置きとなっております。所得割が0.16%の上昇

にとどまっていますので、国民年金だけの方は前年度と保険料は同額で負担増にはなっておらないというように認識をいたしております。

また、短期証につきましては、支払う能力はありながら保険料を納付しない方に6カ月の短期証を交付しており、医療機関を受診していただくのには問題はありません。宍粟市では、今年度2名の方に短期証が交付されております。

医療費の無料化につきましては、今後の後期高齢者医療制度の廃止等の動き、そしてまた新たな制度がどうなるのか、こういったことを十分見ながら市としての考え方をまとめていきたいというふうに考えております。

次に、特別養護老人ホームの関係であります。特別養護老人ホームの建設についても、他の介護施設の場合と同じく介護保険事業計画に計上されたものでないと建設できないことは、先ほどからも申し上げてきたところでもございます。さらにその計画に上げるには基準があることも御承知いただいていることと思います。入所者に対する要介護4から5の方の比率が70%以上、要介護2から5の方のうち施設利用者の比率が37%以下でなければならないわけでありまして。現在、要介護2から5の方の比率は辛うじて達成しているわけでありまして、要介護4から5の方の比率が62%ということで、現在達成をいたしておりません。現状のままでは市の介護計画に上げようとしても、この基準により県の承認を受けることができません。したがって、この比率を高めるよう関係方面に協力をお願いし、改善を図り、第5期介護保険計画には計画に入れられるよう検討していきたいというふうに考えております。また、今後、増加が予想される認知症高齢者対策としてのグループホーム整備など、各種のサービスを組み合わせ、待機者の減少、あるいは御家族の負担の軽減につなげていけないか、そういうことも検討していきたいというふうに考えております。

次に、訪問介護の生活援助を提供できるようということでございます。同居家族がいる場合の生活援助の取り扱いについては、これは例えばであります。浴室の掃除ですと、浴室自体は利用者本人も同居の家族の方も利用されているというふうに考えられます。その場合、家族の方が健康で浴室の掃除ができる場合には、給付の対象から外すということになってございます。こういった判断が全国的にも指摘されているところでもございます。このことについては、国からも同居家族等の障がい・疾病の有無のみを判断基準として、一律機械的に決定することがないように、ケアプランに基づき個々の利用者の状況に応じて、具体的に判断するように通知が出されているところであります。



家族の障がいや疾病のみならず、高齢で筋力が低下して家事全般を行うのが難しい場合や、無理をすると共倒れになってしまうおそれがある場合などは支給されることになっています。

宍粟市におきましては、事業者へも周知し、市としましても十分注意をしているところではありますが、再度、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。また、こういった個別の事例がありましたら、担当の方まで御連絡をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） まず最初に、後期高齢者医療制度について質問をさせていただきます。

市長が広域連合議会にお一人出てくださっているんですけども、市長は、特にこの宍粟市の市長でありまして、宍粟市に住んでおられる75歳以上の人たちの生活の実態とか経済状態などよくわかっておられるので、そちらに出てもらったらいろいろと発言しておられるんだろうなと思っていたわけで、先ほどの回答によりますと、市長会とかでいろいろ話し合っただけで国に対する要望を挙げているということなんですけども、具体的にどのような要望を挙げておられるのかをちょっとお尋ねしたいのと、それと、少し具体的に宍粟市の75歳以上の方たちの実態を市長にお尋ねしたいんですけども、まず最初に、宍粟市の75歳以上の人、平成22年5月31日現在に6,565人おられるわけですけども、この方たちの1人当たりの医療費は今幾らになっているんでしょうか。

それから、この保険料なんですけれども、この保険料、年金から天引きできない人は自分で持っていくとか集めに行かれるとかされているわけですけども、この人たちの人数を教えてくださいなんです。この人たちは低年金、月額1万5,000円未満の人であったりとか、無年金、収入ゼロの人であったりとか、あるいは後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える人というような、非常に低所得の人なわけですが、この人たちの人数を教えてください。お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 要望、提言どういうことをされたかということではありますが、先ほど申し上げたようなことをごさいます。

それから、あとの具体的な数字等につきましては、担当の方から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 後期高齢者の被保険者数につきましては、4月末で6,721名です。

それと、医療費の関係ですけれども、しばらくお待ちください。全体の年額の医療費をつかんでおりますので、給付費全体ですけれども、42億3,500万円の給付をいたしております。これを人数で割りますと、ちょっと計算はしていませんので全体の経費としては、給付費の総額が42億3,500万円という形になっております。

ちょっとお待ちください。また、後ほど正確な数字は申し上げることになります。すみません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この連合議会というのは、私はやはり非常に問題があると思うんです。この兵庫県の連合議会全員で幾らの医療費がいるかがわかって、今宍粟市で75歳以上の人、1人当たりの医療費が幾らなのか、すぐに答えられないというのは、やっぱり実態をつかみ切れてないんじゃないかと思います。それから、この普通徴収されている人というのは本当に生活の苦しい人なんです。恐らく保険料は何とか払っても、病院行ったらまた1割かかりますので、給付を抑制されていると思います。そのような人たちの人数を今言えないということは、一体どんな状態でこの人たちが後期高齢者医療制度のもとで生きておられるのかということをつかみ切れてないということじゃないんですか。市長、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） つかみ切れてないということはないんですが、先ほど申し上げましたように、一人一人それぞれ後で報告を担当の方からさせます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長は、そのぐらいのことはしっかりとつかんで政策を考えていてもらいたい、そのように思います。

そして、ちょっと引き続き質問するんですけども、この後期高齢者医療制度には本当に大きな問題が私はあると思います。それは、低所得者への軽減措置は確かにあります。けれども全額免除がないんです。だから、生活保護基準以下の所得であっても全く収入がない無年金の人であっても均等割の保険料がかかってまいります。だから、やっぱり保険料を納めても病院に行ったら1割の利用料、これが結構大きいんですね。これがかかるから病院に行けないという人が本当にたくさんおられるんです。そこで、私は思うんですけども、先ほど広域連合議会の中で誰もが

平等に医療にかかれるように努力していると言われましたけれども、本当に困っている人の人数も把握されていないような中で、本当に努力されているのかどうか非常に疑問なんですけどそのところをお答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 国保については、具体的には一つ一つはありませんけれども、全体として、先般の議会でも、基金等の取り崩しをしながら、できるだけ抑えていこうということを決めたところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、御回答くださった中で、一つ一つちょっと具体的に聞いていきたいんですけれども、国保加入のときと比べて保険料が安くなる人もあるというふうに回答されたんですが、実際にそういう方は何人おられるんですか。また、家族がいて扶養されている人で保険料が高くなる人もあると言われたんですけども、その人は何人おられるんですか。また、所得割が8.07%から8.23%へ0.16%、今回の保険料の改正で、改定されておりますけれども、0.16%上昇になっているということは、やはり値上げが行われたということであると思うんです。これによって保険料が上がる人は何人おられるのか、お答えください。この3つお答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 人数までは把握しておりません。理由といたしますか、ケースバイのことで保険料の分を申し上げます。例えば、国民健康保険加入時と比較して保険料が安くなる方という例を挙げました。国民年金だけの人で所得がゼロで固定資産もゼロという場合、7割軽減がかかります。国保の場合ですと1万4,910円程度になろうかと思えます。この方が後期高齢者に入られますと、年額で4,392円というようなことになります。この場合のパターンは国保からの移動なんですけども、ちょっと人数的にはわかりません。それから、家族がいて扶養されているような方は保険料が高くなります。こういう場合は、当然被保険者の被扶養者は国保は以前はゼロですけども、年額4,392円になるとか、こういった場合を想定しております。人数の把握についてはここのでちょっと把握はしておりません。

それから、高齢者夫婦、またひとり暮らしの高齢者の方は軽減措置もありますと言っております。これにつきましては、今議員おっしゃいましたように9割、8割5分、5割、2割といったような分で軽減をいたしております。そういう状況です。人数について何名というのはちょっと現在ではわかりませんけども。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 人数をきっちり把握して本当に困っている人を助けられるような政策を考えていってもらわないといけないと思います。何と云ってもこの後期高齢者医療保険制度には大きな問題があります。

ちょっと図を用いて説明させてもらいたいと思うんですけども、まず、これ。

これは、今までの老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較であります。ここまでは、給付費で医療費となっているんですけども、今までの老人保険制度は、公費5割、老人保健からの拠出金5割だったのが、今度後期高齢者医療制度にかわりまして、公費が5割、この後期高齢者支援金が4割、これは老人保健からの拠出金の名前が変わっただけのものであります。そしてここに新たに後期高齢者医療保険者からの10%のお金をこの75歳以上の保険者が払わなければならないということによって、全体の財源は全然増えていないのにここに75歳以上の被保険者が保険料を払うというところだけ、ここだけ変わったわけなんです。

このことについて2008年の1月に、当時の後期高齢者医療制度の設計者だった厚生労働省の官僚がこのように言っておられます。すべての人が医療費の10%の保険料を負担する仕組みにしました。医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自ら自分の感覚で感じ取っていただくことにしました。こういうふうに発言しておるわけです。ですから、やはりこれはものすごく大きな問題がある保険制度でありますので、市としてもしっかり困っている人たちの人数を把握して政策を考えていかなければならないわけでありまして。繰り返しますけれども、この制度は75歳以上の高齢者すべてに保険料を負担させて、医療費が増えたら保険料を上げるという深刻で大変な問題があります。これは介護保険制度と同じ仕組みでこの後期高齢者医療制度は介護保険制度をモデルにしてつくられたわけでありまして、介護保険制度の10年後、今を見たら高齢者たちの命が本当に守られるのかと私は心配になります。後期高齢者の人数や医療費が増えたら、どんどんどんどん医療費が上がっていく。先ほどの回答では現在値上げをしていないので、負担増にはなっていないと言われましたけれども、このような軽はずみな考え方でよいのでしょうか。

市長お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、兵庫県後期高齢者のということでございましたので、全体としてそういうことになっておるということでございます。それからまた、今、

後期高齢者医療制度というものが今見直されようとしておりますが、これらについても先ほど申し上げましたように、医療保険制度の一本化とか、そういったことで再編をすべきではないか、こういうことも要望、提言をしてきているところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長には、やはりこのような悪法の中、後期高齢者75歳以上の宍粟市に住んでおられるお年寄りの命や生活を守るためにしっかりと政策を考えていってほしいと思います。

続きまして、先ほど短期証2名交付されておられるということで、6カ月の短期証やから大丈夫じゃないかみたいなことを言われておりましたけれども、その短期証を交付されている方、これはどのような人なのかお尋ねします。

そして、この新政権におきましては、この現行の後期高齢者医療制度の問題点を解消するというので、まず資格証明書を原則として交付しないということを基本としておるんです。そしてまた、短期証を交付する理由といたしましては、短期証を交付された高齢者の生活の実態をしっかりと把握するためやということなんです。その人に会ってどんな生活状態なのかというのを職員が見に行くために短期証を交付するというようなことを厚生労働省の方が言われているんですけれども、この2人の人たちはどのような生活実態であるのか、恐らく会いに行かれていますのでお答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 短期証につきましては、県の連合会の基準に基づいて、それにまた市長が別でまた判断もいたしているところです。基準としましては、支払う能力がありながらというのが基本になっております。これにつきましては、御高齢なんで納付相談等には自宅まで行っております。聞き取り等実態調査をしまして、支払う能力あるんやけども払われていないというような方を2名に絞って短期証を出しておるような状況にあります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 支払う能力があるのに短期証を出しているというのは、どういうふうに支払う能力があると判断されたのかというのが、全然わからないんですけども、教えてください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 市としましては、支払っていただける所得なりそういったものがあるのではないかという判断に基づいております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その辺も本当に丁寧にきっちりと接していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、私がちょっと不思議だなと思いましたが、今の新政権が資格証明書は原則として交付しないということを基本としておりますのに、この間兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページを見てみますと、1年以上保険料を滞納されると被保険者証を返還いただき、資格証明書が交付される場合がありますというふうに明記されていたんです。なぜ政府が交付しないとしている保険料滞納者への制裁措置が兵庫県後期高齢者医療連合のホームページは明記されているのか、市長お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように廃止という方向が打ち出されております。そういったことで経過的なことも含めてそういうふうになっておるといふふうに理解しております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） すみません。先ほどの2名の短期証を交付されている人で、部長お答えくださったんですけど、やっぱりちょっとわからないのでもう一編聞きますけれども、支払える所得のある人は年金から天引きのはずですのに、なぜ滞納なんですか、年金から天引きされる方は、もうほとんど年金から天引きされるので滞納にならないはずなんですけど、その方は所得があるということだったんですけど、どういうことなのか教えてください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 市としては、支払っていただけるものではないかという判断に基づいております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） こういうことであまりしつこく言うのも何なんですけども、でも所得がある人は年金から天引きのはずなんですけど、そしてもう市に入ってきていると思うんですけど、それどういうことなんですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個々具体のことにつきましては、また後ほどケ-

ス・バイ・ケースがあるので御報告をいたします。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 75歳以上の人たちの生活と命を守るために本当に頑張ってもらいたいと思います。

引き続き、私はこの後期高齢者医療制度の問題点について、具体的な事例を出してちょっと言いたいと思うんですけれども、今、後期高齢者の医療制度とか、介護保険の制度とか見てもわかるように、老後の保障とか老人の福祉が特に今切り捨てられようとしております。療養病床の削減とか入院日数の削減、また複数の医療機関の受診の抑制、医療費の増加や高齢者人口の増加ではね上がる保険料、滞納が続けば医療が受けられない。今の高齢者はこのような差別を受けておられます。

これは宍粟市に住んでおられる75歳以上の男性の方の実例なんですけれども、この方は心臓病を患っておられるんです。だから、病院に行かないと命にかかわるんです。それでお医者さんも月に2、3回は診療を受けに来てください、このように言われておられるんですが、1回病院に行ったら1割負担が3,000円から4,000円かかる。これが非常に大変なんで、この方は90日分の薬をもらって、3か月に1回の診察で我慢しておられるわけなんです。市長、これは本当にこの宍粟市に住んでおられる方の実態なんですけれども、このことについてどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃったように、非常に困窮された方もあるだろうと思います。しかしながら、そうでないものもあるわけでありまして。そういったことが医療費全体を上げてきている。そして、保険料も上がってきている。そういうことも十分お互いに認識をしないと、要求ばかりではなかなかたない面もございます。今おっしゃいましたような本当に困窮されている、そういう方については、また特別に御相談をさせていただくことが大事かというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、ちょっと視点を変えて質問させてもらおうんですけれども、田路市長もよく御存じであると思うんですけれども、今から50年前の1960年に日本で初めて65歳以上の医療費を無料化した自治体があります。翌年には、60歳以上の医療費の無料化と乳幼児の医療費を無料にしております。これは、岩手県の旧沢内村であります。その村のその当時の村長でありました深沢晟雄さんはこう言っておられます。「生命の格差は絶対に許せない。生命のことにつ

いては国が責任を持って守るべきであるが、国がやってくれるまでは村が責任を持つべきだ」こういう理念を持っておられて、「住民の生命を守るために私の命をかけよう」このように言われて、その横断幕を仕事場に張って、全員が仕事をされておられました。このことについて市長はどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 沢内村のことについては、私も何かの本で読んだことがあります。現在は若干違ってきていると思いますが、その当時、そうした考えというのは非常に敬意を表すべき考え方であるというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのように言われたこと、私はうれしく思いました。そして、先ほどの旧沢内村の件は50年前に日本で初めて65歳以上の医療費を無料化したお話でありましたけれども、昨年と今年と二つの自治体が、75歳以上の医療費を無料化していることも田路市長はよく御存じであると思います。昨年の4月には東京都の日の出町で、そして、今年の1月には石川県の川北町で、75歳以上の高齢者の医療費が無料となっております。町民からはこの町に住んでいることが誇りに思える。毎日老人センターに通い、介護予防の体操や将棋などに励んで、なるべく医療を必要としないよう頑張っていきたい。もし病気になっても安心して医療を受けられる。隣町に住む人からうらやましがられる。年金がどんどん減るし、入院するようになったらどうしようと不安なことばかりであったが、年寄りを大事にしてくれると笑顔で話ができることがうれしい。また、高齢者と同居しておられます世帯でも、高齢になれば複数の医療機関のお世話にならざるを得ない。通院の介助だけでも大変。医療費がゼロで済むというだけでも本当に負担が軽くなったような気がします。また、若者からも、今は苦しいけれど、乗り越えれば安心が手に入る。高齢になって大事にされるとわかれば、未来に希望が持てるとの声が寄せられているそうであります。

また、75歳以上の高齢者の医療費無料化の実施で、多くの視察者を受け入れております町の担当課は注目されてうれしい。よい制度なので全国に広がってほしい。仕事に誇りが持てると話しておられるそうです。

私は宍粟市においても、先ほど申しましたように、後期高齢者医療制度には非常に問題があって75歳以上の人たちが本当に困っておられますので、75歳以上の高齢者の医療費を無料にするべきであると思います。市長は、市民からの強い要望があればその人たちの話をしっかりと聞いて、医療費を無料化しようという考えは



おありですか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように、この保険制度が廃止をされるということはもう決定がされているところであります。そういう中でどういう施策が出てくるかということも見極める必要がございます。そしてまた、今の二つのかなり財政の豊かなところであるわけですが、こうしたところの例を出されたわけですが、宍粟市には宍粟市の財政ということもございます。税というのはできるだけ安く本当はないぐらいが一番そら誰しもいいわけですが、なかなかそうはいかない。そしてまた、今50年前の話が引き出されましたが、そのころと比べますと、平均年齢もかなり上がってきている。そういったいろんな動向を見ながら検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 50年前に医療費を無料化した旧沢内村とか、そして、今現在、医療費を無料化しております東京都日の出町、石川県の川北町で特徴的なのは、やはり公聴活動、これを一生懸命されていることです。

先ほど市長が申されました答弁では、全く市民の声が市長に届いていない、また聞きに行かれていないというふうな答弁でありましたと思うんです、私は。私は市長には高齢者の話をよく聞いて、その人たちの願いに添えるような政策を、75歳以上の人たちの医療費を無料にしてもらいたいと思うんですけれども、市長は75歳以上の人たちの声を聞いて、それを実現していこうという思いはおありですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） もちろん、そういった声も聞きながら、ただ、どういうふうにこのそしゃくをしながら、要望というのはいっぱいありますから、本当に大事な要望というのは何なのか、その辺もそしゃくをしながら、そういう要望にこたえていくということは必要なことであるというふうに考えています。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） しっかりと市民の声を聞いて、その願いを実現していただきたいと思います、そういうふうに思います。

続きまして、介護保険制度、これの質問をしたいと思います。

介護保険事業計画、これが平成21年から平成23年度に立てておられますけれども、それに計上されたものでないと建設できないというふうに先ほど言われたと思うんですが、しかし、現実に今特別養護老人ホームに入りたくても入れない待機

者が、宍粟市内で平成21年6月時点ではありますが、120名おられるということで報告を受けております。私は、その事実を目を向けて、この人たちをどのようにして救えばいいのかを考えていかなければならないというふうに思いますので、たくさん議員の方も同じ質問をされましたが、私はその視点から再質問していきたいと思います。

まず最初に、介護保険事業計画に挙げるための参酌基準というもの、これに合っていないので、特別養護老人ホームを介護計画に入れられないということだったんですけども、この参酌基準というものは一体何を根拠にどういうふうな考え方からつくられたものなのか。また、要介護4から5の方の入所者の比率を高めるということですが、現在、宍粟市は62%で、これを70%にしなければ特別養護老人ホームを建てることできないということなんですが、ということはこれは重度の方を増やしていくように頑張るといことなんですか。その辺がよくわからないので、もう一度お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 数字につきましては、国の基本方針を受けて県も示しております。その施設の今現在62%を70%といいますのは、国が平成26年ではそういう状態でありたいという指針を示しているものであります。これにつきましては、利用者のうち介護度が4なり5の人を利用者数で割るといような状況ではじき出すものですが、基本としましては介護度の低い方については自宅で、自宅と言いますか、家庭でのサービスを受けていただくといようなものが基本になっております。本当に重たい人で介護を必要とされる方が施設といような国の一定の方向性がそういう状況にあると捉えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） ということは、その先ほどの説明では重度の人を増やさなければならぬといふふうに考えられるんですけども、重度の人を増やすといふことは、重度になるほど介護報酬が高いので介護保険料がたくさん要するということにもなりますし、誰も重度になりたいなんて思っておりません。それは人間を否定する考え方じゃないかと思うんですけどどうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 制度としては今部長が申し上げたとおりであります。これは山下議員もよく御存じのこともあるだろうと思いますが、しっかりした家族もいらっしゃる収入もある、なぜあの人が入っておられるのかなあといようなことが

疑問に思われる方も中にはあると思います。こういった若干行き過ぎたといえますか、そういうことも大きな原因になって本当に入りたい人が入れないと、こういう状況もあります。そういったことで、そういったこともきちっと指導をしていくということが必要ではないかなというふうに感じております。それから、これは国保も一緒であります、すべてがこの税金が投入されてきていると、そういうこともあわせて考えていかなければならない課題であるというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 特別養護老人ホームへの入居希望者が増えておりますのは、やはり特別養護老人ホームには24時間365日の介護サービスの提供があるからなんです。宍粟市の介護保険事業計画、平成21年度から平成23年度まででは、24時間訪問介護についても検討していくという方針であるのですが、どこまで進んでいるのでしょうか。特別養護老人ホームに入りたくても入れない人たちに介護サービスを提供するために、早急に必要であると思うんですけども、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在、検討中でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） どういったところが支障になって、まだ、平成22年になっておりますけれども、検討中なのかお答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） いろいろ課題なりそういったものを検証なり、精査する中で検討をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） いろいろ課題なりというので、そのいろいろの課題がわからないから聞いたんですが、もう一度お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 実態の実数が幾らあるか、サポートを何人していくか、それに伴う人材、そういったものすべてを含んで現在検討をしていかななくてはならないし、そういったものをつかみたいと、そういうことで検討をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その件、早急によろしくお願いいたします。

それからまた、宍粟市の介護保険事業計画には、認知症高齢者グループホームを

4ユニット整備することになっておりまして、予定どおり平成22年度で4ユニット整備をされます。しかし、1ユニットで9人しか利用できないということなんで、4ユニットで36人の方、この方が利用できるわけやけれども、やはり足りないと思います。待機者を減らしたり、家族の介護負担を減らすために、この認知症の高齢者のグループホームを利用しているいろいろ考えていきたいというふうに、介護保険事業計画に書いてあったんですけれども、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 現在の計画では、議員おっしゃいますように、4ユニット36名の計画になっております。実態としまして、まだ希望者も多うございます。今度の次期の分について、また検討はしていきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今できてる認知症高齢者のグループホームを利用して、家族の方の介護負担を減らすために考えていくというふうに介護計画に書いてあったんですけれども、その辺のところをこの120名の待機者に少しでも希望を持てるような、そんなふうなことが行われているのかどうかということをお尋ねしているんですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） ただ、120名といいますのは、認知症も含まれますけれども、違いますので、いろんな介護度、普通の介護の状態もございまして。そういったものも精査しながら次期の計画に反映をさせていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今、答弁していただいて思ったんですけれども、やはり宍粟市の介護保険事業計画、もう少ししっかりと市民の人たちの話を聞きながら、現状に沿ったものにしていかなければならないなと思ひました。その辺でどう思われまひすか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 計画につきましては、いろんな分野の意見を聞くということが非常に大事であります。そういうことで、今パブリックコメントの制度等も取り入れて、いろんな意見を聞くことといたしてあります。したがひまして、次の計画のときにはいろんな御意見を聞きながら、そしてまた、財政その他いろいろ見極め

ながら検討していくことが大事であろうというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 現実の市民の生活に即したものにしてもらいたいと思いません。

次に、訪問介護の生活援助の件で質問したいと思うんですけれども、実際の事例を私が今から出させてもらって、それで再質問していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

平成18年の介護保険制度の改正で、国は生活援助の報酬に上限を設定しておるんです。30分以上1時間未満の場合に介護報酬は2,290円でありますけれども、1時間以上になったら2,910円で、それ以上の時間が必要な方でも介護報酬は2,910円のまま上がりません。だから、多くの事業所が生活援助は1時間半までというふうにしているんです。ところが、1時間半の生活援助では時間が足りない、このように言われる利用者が大変多いです。掃除をしてもらって買い物に行って食料品を買えたけれども、下着も買ったけど、ジャスコに行ってなんですけれども、2階に上がる時間がなくて買えなかったというような話。また、ヘルパーさんとちょっと話をして生きがいに繋がったのになあというような方、こういう方が本当にたくさんおられます。1.5時間以上かかる利用者の方の場合、私はその市がその介護報酬を事業者に補助したらよいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 議員おっしゃいますように、そのサービスの金額はそうです。それについては、今後検討をしてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） しっかりと検討して、その人たちがきっちりと自分が受けて生活援助を受けて、生きがいに繋げることができるようにしてほしいと思いません。

それから、続きまして、2つ目の事例なんですけれども、私も10数年前にはホームヘルパーしておりました。そのときに、家事援助で行かせてもらった利用者さんを通院介助させてもらっているときもありました。そして、そのときは一緒に病院へ行って、やはり病気に対する不安とか、これからのいろんな家族のこととか不安はいっぱいあったり、これから診療を受けるに対して大丈夫かなみたいな不安がいっぱいあるその利用者さんに寄り添って、その不安を聞いたり、いろいろしなが

ら診察時間を待っておりました。しかしながら、2003年の介護報酬の改定のと  
きに、厚生労働省は病院への通院介助の場合、院内の移動等の介助は病院職員で行  
って単なる待ち時間はサービス提供時間に含まないというふうな通知を出してお  
るんです。それまでは、先ほど言いましたように、患者さんの自宅から通院に付き添  
うホームヘルパーさんが病院内で介助や見守りを行ってきたんですけども、できな  
くなりました。医療機関には院内介助の体制がないところがほとんどなので、大変  
困っておられます。受付だけでもして帰ってえなあと、ホームヘルパーさんに懇願  
される利用者さんがおられるそうなんです。そんなときは受付だけ済ませて利用者  
の方を病院に一人置いて帰るのは本当に心苦しい、こういうふうに言われておられ  
るホームヘルパーさんもおられます。このことに対する社会的な批判が高まってま  
いりまして、厚生労働省は、4月に院内介助であることで一概に介護報酬を算定し  
ない取り扱いをしないようという通知を出したんですけども、宍粟市の現状はど  
うなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個々具体的になってきますと、ケース・バイ・ケ  
ース等があると思います。基本的な考えだけを申し上げますので、よろしくお願  
いします。生活援助につきましては、同居家族があるなしにかかわらず実施する  
場合にサービスが必要であるかをアセスメントを十分行いまして、ケアプランへ  
位置づけると、そういう中でサービスの担当者会議というもので十分意見交換を  
していただくようにしております。それについては記録にとどめると、そう  
いったことで進めております。

こうした家庭の中で生活援助が必要と判断された場合は、特に市へ協議して  
いただかなくても結構ですというような形で利用をしていただいております。判  
断が難しいというような場合は、地域包括支援センターの方からサービス担  
当者会議に出席するというような形で、ケース・バイ・ケースを検討してい  
こうというような形で考えております。

議員おっしゃるようなそういうケースにつきまして、個々の具体のもっと  
詳しい状況がわかりかねるところもあります。そういった中で、やはりそ  
ういったものを本当に必要な場合、そういう場合は必要やないかと思  
います。基本的な考えはそういうことで対応しております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今の部長のお答えでは、全く宍粟市民の姿が見えてま  
いり

ません。何を言っておられるのか私はよくわかりません。具体的に一つだけ聞くんですけれども、院内介助、これの実態は今宍粟市でどうなっているのか、それについてお答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） その場合のケースで判断しております。個々具体の状況で判断をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、宍粟市においては院内介助が必要な方は院内介助をしている。その部分の報酬もきちりと出しているということで、そういうふう理解していいんですね。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） その実態については確認しています。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 後期高齢者医療制度についても、また介護保険制度についても、本当に今高齢者の生活は大変なものになっているんです。ホームヘルパーでも私がやっておりました12年前とは全く違っていています。介護保険料だけどんどん上がって、今回も上がったという声もよく聞きます。それで、実際にサービスを利用しようとしたら利用料は高い、また、受けられるサービスは少ない、そういうふう困っておられるんです。そういう人たちの実態をしっかり把握して、ちゃんとした政策をつくっていただきたいと思います。私はそう思うんですけれども、市長いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 実態ということ、今、山下議員は山下議員なりの実態でありますし、また違う実態もあるわけですから、その辺もきちっと調査をしたりする中で、本当に適切な、そして親切なことがいけるようにしたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 違う実態というのが一体何なのか、私にはよくわかりません。先ほど旧沢内村の実例を出しましたけれども、この日本で初めて高齢者の医療費を無料にした村長は、住民の生命を守るために私は命をかけよう、これが一番の目的だったわけなんです、市長はその違う目的が一番の目的なんですか。お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何を言っておられるのかはもうひとつわかりにくい点があるんですが、原則論は原則論でありますし、先ほど申し上げましたように、4とか5とかという以外の方が、本当に実際にホームでありますとか、そういったところに入っておられないのか、家族もしっかりしているし、本人もまだまだしっかりしておられる、そういった方も中に入っておられる方もあるわけですし、そういったこともきちっとしたり、今おっしゃるような本当に困っている人、そういうこともきちっとしたりしながらやっていかないと、福祉というものは成り立たないということもあわせて御検討いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのいろいろ考えていかなければ福祉というものが成り立たないということだったんですけれども、宍粟市にもさまざまな無駄な事業、それからはっきりさせていない不正なんかがあると思うんですよ。その辺をはっきりさせて福祉の方に回せると思います。それをはっきりさせてから、言うべき発言じゃないかなと私は一つ思ったのと、それとやはり私はこの市の長である限りは、やはり一番の目的は住民の命を守るため頑張っていきたいということやと思うんです。それで今現在介護保険なんか必要じゃない人も使っておられるというようなふうな考え方を述べられましたけれども、その方たちは使って今実際に元気に生活しておられるんじゃないですか。そして、そのことに対しては否定的な見方をしたらだめやと思うんです。その人たちはその人たちでいい。そしてまた、新たに困っている人たちを助けていこう、そういうふうと考えていかないと私は福祉政策は絶対に進まないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 福祉というものは、やはりいずれにしても税金を投入するわけですから、やっぱり財源が確保できるということも一つの大きな要素であります。安全、安心、命を守るということは最優先であります。そのためには入ってくるものも非常に必要でありますし、今おっしゃるような削るものは削っていく、このことも大事であるというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） いずれにしても、一番の基本はやはり市民の声を聞いてもらいたい。そして、市民から要望があれば実現するための努力を、無駄なお金を削って、そちらに回すための努力をしていただきたいと思うんですが、どうでし



ようか。

- 議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。
- 市長（田路 勝君） 同じことを先ほども申し上げましたが、そのことについては十分考えてまいりたいと思います。
- 議長（岡田初雄君） 以上で山下由美議員の一般質問を終わります。  
これをもちまして、通告書に基づく一般質問は終わりました。  
これで、一般質問を終わります。  
ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。  
午後 1 時まで休憩といたします。  
午前 1 1 時 5 0 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分再開

- 議長（岡田初雄君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。  
日程第 2 第 8 号議案～第 1 0 号議案
- 議長（岡田初雄君） 日程第 2、第 8 号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認についてから、第 1 0 号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 5 号）の承認についてまでの 3 議案を一括議題といたします。  
当議案は、去る 6 月 1 日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。  
総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。  
総務文教常任委員長、1 1 番、大上正司議員。
- 総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

日程第 2、第 8 号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認について、6 月 1 日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第 8 号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認について、6 月 4 日に第 3 回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第 1 0 4 条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第 8 号議案については、地方税法等の改正が行われたことにより、市税条例の一部を改正するもので、4 月 1 日から施行する必要がある、3 月 3 1 日付で専決処分公布されたものであります。改正の主なものは、個人住民税の扶養控除申請手続及び 6 5 歳未満の公的年金等所

得割額の徴収方法の変更、市たばこ税に係る税率改正で、賛成多数で原案を承認すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、日程第2、第9号議案、宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について、同じく6月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第9号議案、宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について、6月4日に第3回総務文教常任委員会を召集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第9号議案については、鉄道事業者と特定事業者の税負担軽減措置の見直しが行われ、地方税法施行規則第15条において廃止された条項があるため、条項の整理をする改正で4月1日から施行される必要があり、3月31日付で専決処分交付されたものであります。全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

続きまして、日程第2、第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）の承認について、6月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）の承認について、6月4日に総務文教常任委員会及び民生生活常任委員会の連合審査会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第10号議案については、地方税法の改正に伴う改正とその改正時期と整合を図る必要があることから、3月31日付にて専決処分を行い、4月1日から施行されたもので、改正の主な内容は、国民健康保険税課税限度額及び軽減限度額の引き上げ、非自発的失業者の課税の特例措置の創設、旧被扶養者の減免の適応期限の特例を附則に追加する改正であり、総務文教常任委員会で採決の結果、賛成多数で原案を承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論・採決に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第8号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。第8号議案に対する日本共産党を代表して、反対討論を行います。

今回の地方税法改正に伴う市税条例の改正であります。0歳から15歳に支給される子ども手当の支給に伴う財源確保の一部として、所得税では一般扶養控除が38万円、市民税では33万円の控除が廃止されるとともに、16歳から18歳までの高校の授業料が事実上無料になる対象者の特定扶養控除の上乗せ分が所得税では25万円、市民税では12万円の控除が廃止されます。その時期は所得税が2011年度（平成23年度）から市民税は2012年度（平成24年度）からです。

子ども手当についてはさまざまな議論がありますが、与党民主党は来年度からの満額給付を延期することを公約にすることを決定しようとしているにもかかわらず、扶養控除の廃止のみが決定されることとなります。ちなみに日本共産党は今年度分の子ども手当については、扶養控除の廃止や減額の財源をもって支給していないことを理由に賛成したことを申し添えておきます。

また、子どもの子育て対策には、当然このような経済的な支援も必要ですが、今、都市部で特に深刻になっている保育所の待機児童解消のための保育所を大幅に増やすなど総合的な施策が必要であり、扶養控除の廃止や減額をセットにした増税は行うべきではないと考えるものであります。

以上で討論といたします。

- 議長（岡田初雄君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

- 4番（秋田裕三君） 4番、秋田です。第8号議案につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

私は、今、岡前議員がおっしゃっていたところもありますが、たばこ税に関するところの部分において賛成したいと、このように思っている賛成であります。

市民の楽しみを奪うということで反対の意見もあるかと思いますが、いわゆるたばこの値上げ案であります。これは財政のためにも、あるいは健康上の肺が

ん撲滅のためにも推進すべきものと思ひ賛成いたします。たばこ1,000本単位で見ますと税金の部分が8,744円が1万2,244円となり、税の部分で上がります。これを1箱部分に直しますと、税金の部分が70円から80円。たばこの20本当たりの製造原価の値上げ分が約20円。あわせて1箱約100円ぐらいの値上げになります。先に申しました財政のためにも、肺がん撲滅のためにも推進すべきとこのように思います。同僚議員の御賛同をお願いして賛成意見といたします。

○議長（岡田初雄君） 続いて、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 続いて、本案に賛成の討論を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第8号議案の採決を行います。

第8号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第8号議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第8号議案は、原案のとおり承認されました。

続いて、第9号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第9号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第10号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。第10号議案に対する反対討論を行います。

今回の改正において、非自発的失業者の課税の特例措置が創設されたこと、また国保税の応能・応益割に関係なく7割、5割、2割の軽減ができるようになったこと自体は評価できることとあります。しかし、国保税の最高限度額が医療費分で47万円から50万円に3万円、後期高齢者支援等課税額が12万円から13万円と1万円引き上げになります。私が本会議で要求し、委員会に提出された資料によりますと、モデルケースで見ても世帯主、配偶者、子ども2人の4人世帯で、介護保険分もかかる場合、固定資産税がゼロの場合でも最高限度額を支払う所得金額は698万円、固定資産税が10万円の場合は660万円、固定資産税が20万円の場合は621万円です。最高限度額は全体で73万円になり、固定資産税20万円の所得に占める割合は11.7%にもなります。このような最高限度額の引き上げについては、通常は国保税全体を高く誘導する働きをするものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 16番、藤原です。議案第10号につきまして、私は賛成の立場から討論をいたします。

この専決処分につきましては、先ほども委員長報告のとおり、地方税法等の改正に伴い、課税限度額等の改正、そしてまた、先ほどもありましたが、失業者への課税特例措置の創設などをするものであります。また、4月1日からこれを施行するというようなこととございます。このため、3月31日付で専決処分されたものであり、妥当であると申し上げ、賛成討論といたします。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第10号議案の採決を行います。

第10号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第10号議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第10号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第3 第11号議案～第12号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認についてから、第12号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分(専決第2号)の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る6月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 報告いたします。

日程第3、第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の関係部分の承認について、6月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の関係部分の承認について、6月4日に第3回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第11号議案の関係部分の主な補正は、天候不順などにより文教施設災害復旧工事や校舎改築工事などの遅れに伴う繰越明許費の変更、さらに各種交付金等の精査及び災害救助費の精査による補正が主なものとなっており、賛成多数で原案を承認すべきものと決しましたので報告いたします。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） 日程第3、第11号議案、審査報告。平成22年6月1日に審査付託のありました第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の関係部分の承認について、平成22年6月4日に第3回民生生活常任委員会を招集し審査を行ったので、会議規則第104条の規定により審査いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の関係部分の承認については、歳入歳出それぞれ事業確定により精査したもので、いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものといたしましたので報告いたします。

失礼しました。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告も求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、委員会の審査報告を申し上げます。

第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について、また、第12号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について、審査の付託がございました。当委員会に関係する部分を6月4日に第3回産業建設常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を申し上げます。

関係する職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。第11号議案は昨夏の災害復旧工事やまた事業精査に伴います繰越明許費の補正であります。災害復旧関連事業につきましては、速やかな執行を要望いたしました。また、第12号議案関係は、下水道事業に伴う繰越明許費の計上であります。妥当な内容であると判断いたしました。

審査の結果、第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について、また、第12号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論・採決に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第11号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番(岡前治生君) 第11号議案についての反対討論を行います。

この補正予算の繰越明許費には、市内の4学校給食センターのうち波賀学校給食センターを廃止し、一宮と山崎の二つの給食センターで対応しようとする内容が入っております。

この事業は地元PTA等の反対意見もあり、2009年度は見送られた事業であり、本来であれば2010年度中にいつでも事業実施が可能な繰越明許費ではなく、2009年度予算から減額すべき性格のものであります。学校給食は、調理員や農作物の生産者の顔が見える学校給食こそ目指すべきであり、食育の観点から考えても、旧4町ごとの給食センターは維持すべきであります。

以上で討論を終わります。

○議長(岡田初雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番(秋田裕三君) 第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認について、これは歳入歳出それぞれ7,903万6,000円減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ284億6,925万3,000円であります。主な内容は、給食センターの改修及び一宮北中学校の改築、文教施設災害復旧工事などであります。妥当な内容と判断し賛成といたします。

○議長(岡田初雄君) 続いて、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 続いて、本案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。



続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

本第11号議案は起立により採決いたします。

お諮りします。

第11号議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第11号議案は、原案のとおり承認されました。

続いて、第12号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4 第13号議案～第14号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第13号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 報告いたします。

日程第4、第13号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及

び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、6月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第13号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、6月4日に第3回総務文教常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第13号議案については、共働き世帯で男性の子育てや家事のかかわりが少なく、女性に負荷がかかり過ぎていることなどから、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっていることを考慮し、職員の早出や遅出の請求に制限があったことの廃止、3歳未満の子を養育している職員に時間外勤務をさせてはならない、また配偶者が専業主婦の場合は、育児休業が取得できなかったことの廃止などの改正であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、日程第4、第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、6月1日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査の付託のありました第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、6月4日に総務文教常任委員会及び民生生活常任委員会の連合審査会を開催し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第14号議案については、景気低迷による経済不況、年々増加する医療費などにより国民健康保険事業の運営が厳しく、国保税率の引き上げが避けられない状況であります。国保加入者の多くが高齢者等の低所得者が多く、大幅な税率引き上げは懸念され独立採算制の原則を念頭に置きながら、一般会計からの財政支援も視野に入れた税率改正であり、主な改正は応能割、応益割の構成比の見直しで10%とされている資産割を5%とし、緩和措置として当分の間、7.5%にさらに医療費給付分の応益割は据え置く改正であり、総務文教常任委員会で採決の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論・採決に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第13号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第15号議案～第16号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第15号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)から、第16号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)までの2議案を一括議題といたします。

当該２議案は、去る６月１日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、１１番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

日程第５、第１５号議案、平成２２年度宍粟市一般会計補正予算（第１号）の関係部分について、６月１日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第１５号議案、平成２２年度宍粟市一般会計補正予算（第１号）の関係部分について、６月４日に第３回総務文教常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第１０４条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第１５号議案については、債務負担行為による河東小学校校舎等の改築事業及び一宮南中学校校舎改築事業、さらには県山崎庁舎の購入に係る補正が主なものとなっており、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、３番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、日程第５、第１５号議案の審査報告をいたします。

平成２２年６月１日に審査付託のありました第１５号議案、平成２２年度宍粟市一般会計補正予算（第１号）の関係部分について、平成２２年６月４日に第３回民生生活常任委員会を召集し審査を行ったので、会議規則第１０４条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をした結果、第１５号議案、平成２２年度宍粟市一般会計補正予算（第１号）の関係部分について、歳入の主なものは地域介護拠点整備費補助金、歳出の主なものは国民健康保険特別会計への繰出金であり、適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、日程第５、第１６号議案審査報告。平成２２年６月１日に審査付託のありました第１６号議案、平成２２年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、平成２２年６月４日に第３回民生生活常任委員会を召集し審査を行ったので、会議規則第１０４条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第16号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成21年度の決算見込みによるもの、また診療報酬の改定によるもの、前々年度の精算金であり、いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 第15号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の審査の付託がありました。当委員会に関係する部分を6月4日に第3回産業建設常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係する職員の出席を求め、説明を受け慎重に審査を行いました。補正の内容は、県産業集積条例等に基づく促進地域に宍粟市が追加になったことに伴う基本計画作成業務委託費を補正された予算であります。

審査の結果、第15号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分につきましては、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 第15号議案について、総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。

この議案が上程されましたときに、私質疑をいたしました。が、県庁舎の買収に絡み、この第1号の補正予算で、今、買収費を計上しなければならないということについての説明、及び市長の提案の中では、老朽化した福祉センターとしての活用も考えているというような説明があったんですが、これに対する詳細説明があったかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいまの御質問にお答えします。

御質問のとおり、旧山崎庁舎の購入につきまして、その必要性、あるいはまた利活用につきまして何点か質疑がございました。必要性については、本会議等でも答弁がなされておりますように本庁舎以外の建物の老朽化や利便性の観点から、改築や集合の必要性が生じていると、それからまた、利活用につきましては、高齢者の対策や健康づくり、福祉事業などの一体的な施設の展開や拠点施設として購入したいというようなお話でございます。

そういったことの説明を受けいろいろと質疑がなされております。ちょっと質問にはなかったんですけども、購入価格は適正であるかどうかとか、それから、借りた方が安いんでいいんじゃないかとかいうようなこと、あるいはまた、北部3町は保健福祉センターがあって保健と福祉が連携されているんで、社会福祉協議会などもここに入って一緒にやったらいいんじゃないかというような質疑のやりとりがございましたが、今、御質問のことにつきましては直接質疑はしておりませんので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 関連して、この県の庁舎の購入費の関係でございます。

先ほども委員長から答弁がございましたけども、先日の全員協議会でこの買収した場合、県庁舎の活用方法について一定案が示されたように私は見ております。しかし、旧山崎町の保健センターの移転もございますので、保健と福祉の連携という点で社会福祉協議会の山崎支部ですね、この入居等も本当に連携する点で必要じゃないかなというように思うんですけども、その点である全員協議会で示された入居案では、そうした施設等の案がございましたので、その点でどういう当局としていろんな意見等も聴取されたのかどうか、委員会としてその点でどう判断されているのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいま御質問のとおり、利活用につきましては協議会等で資料が配付されておりますので、そのとおりでございまして、それについて個々に質疑がございました。例えば、ハローワークはずっとそこに置くのかどうかとか、消費者相談センターはどうなっているのかとか、治山林道協会はどういう団体なんだとかいうような、そういうやりとりをした中で、最終的に先ほど

もおっしゃいましたが、北部3町は保健福祉センターがあって保健と福祉が連携されている。社会福祉協議会を防災センターに置かず、一緒に入るべきではないかという今御質問のような意見も出まして、その答弁といたしまして、社会福祉協議会にも打診してきたが、少し否定的であるというふうな回答をいただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論・採決に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第15号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 第15号議案の中の補正第1号なのですが、この中に旧県庁舎の買収に絡む予算が計上されております。今の質疑でも、また提案質疑のときにもお尋ねをしましたが、まさに福祉施設、福祉センターとしての活用ということは非常に重要な問題でございます。本当にたまたま県庁舎が買収できたから、そこで本当に安直にそういう機能をそこに拠点として移していいのかどうかということは、もっと広く慎重に協議されるべきであり、あまりにも拙速だということが1点、それから、この本庁舎が新築される契約が出ましたときに、県庁舎の隣接でもあり総合的ないわゆる県からの売却を受けて、総合的に活用すべきでないかという意見が広く出たのは御存じのとおりでございます。しかし、その当時、県はこの庁舎は売る気はないんだというようなことでもって、その旧県庁舎の利活用ということは断念をされたいきさつがございます。

しかしながら、先般の提案説明におきまして、清水部長が県から買収を持ちかけられたというのは、平成20年というような説明をされました。ならば、そうしたこともその時点でしっかりと受けとめるべきであったのではないかと、そういうことも踏まえまして、この県の庁舎をたまたまあいたから、安いから買うんだと、さらにそれを福祉センターとして活用していくんだというのは、あまりにも計画がずさんではないかと、このように私は思います。

ですから、その利活用ということを考えるならば広くこの買収に至った経緯とか、あるいは今後市民と財産として、これを起債でもって買い取るわけでございますから、広くそういう認識を住民にも理解をしていただき、なるほどそういうことがいいという時点において買収の計画を決定すべきである。その時点で予算の補正計上をしても全く支障はないと、このように私は思います。そういう意味におきまして、この第1次の補正でもってこれを予算化するというのは拙速ではないかと、こういうような感じを強く持ちます。そういう意味におきまして、この買収費の含まれている補正予算について反対をするものでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それでは、私の討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、どの自治体でも破綻状態であることは周知のとおりであります。社会保険、共済保険、建設組合保険等、どの保険制度も同様であると伺っております。国保加入者はひとり暮らし、または老人世帯、低所得者層や定年者も多く加入されていることも承知しております。保険税では社会保険や共済保険等国保と同じで独立採算制をとっています。

今回、宍粟市は平成22年度の国保会計に繰越分1億8,500万円と、これとは別に独立採算制のルールを崩し7,000万円を一般会計から繰り入れすることに決断されました。田路市長の大変な勇気と苦渋の決断であったと思います。また、専決処分されて提案された高額所得者の限度額引き上げ47万円を50万円にする条例を改正する件について、中間所得層の負担を軽減すると言われていたが、保険料が上がる当事者はもう我慢できない、他の保険に加入すると言われていたのが現状である。そして、経営が厳しい中、社会保険加入者に保険料の半分を負担している事業者は、社員の福利厚生のため社会保険や厚生年金等をかけているのに、今回の7,000万円を一般会計から国保に繰り入れることは、税金の二重の保険料を支払うことになり、看過できないと言われております。企業経営者も従業員の福利厚生のため、また優秀な人材を採用するため社会保険に加入することは重要である、国、県、市、公共事業や仕事を受注するのに必要必須要件であり、ぎりぎりの状態で企業経営をされております。逆に不公平であると訴えられております。

また、今回の措置で逆の心理が働き、さらに保険料の滞納者が増えるのではないかと心配であります。北海道の夕張のような道をたどるのではないかと。他の特別会



計の赤字にも一般会計から繰り入れる突破口を開くのではないか。宍粟の財政は大変厳しい状況である。市長も午前中の答弁の中で、福祉は財源が大事と言われました。大変心配であります。私も今回の件については、国保加入者の現状について認識していて大変悩みました。総務・民生の合同委員会、また6月11日の一般質問でも一部の議員からこの件で質問されました。一般会計から繰り入れが際限なく繰り返されるのではないかと不安でいっぱいあります。しかしながら、この第15号議案には、国保への繰入金以外、例えば先ほど反対を表明されました旧県庁舎の利活用の問題、これは私は時を得ているということで賛成いたします。そういうことで、この第15号議案は、先ほど言いましたように、加入者の保険料の滞納や運営者に大いなる努力を要望し、また6月1日の質疑で市長も半年限りと答弁され、また国保運営協議会の答申にもこのことが明記されている。よって私は賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。第15号議案について、賛成討論を行います。

ただいま同僚議員の方から委員長報告に対しての県庁舎への質問がございました。私も大変疑義には思っておりましたので、当局が、委員長が言われたように社協は否定的、またその当時の当局の答弁の言葉を使いますと、あまり前向きでないという返事があったということでありましたけれども、私が直接問い合わせてみましたら、そういう意味での正式な相談はまだもらっていないというふうなことでありました。ですから、私は県庁舎のところの予算についてはまだ疑義がございますけれども、今度6月17日に購入の締結の議案が出てまいります。その段階でこの疑義についてははっきりさせたいということをもまず申し述べておきたいと思っております。

しかし、今回それ以上に私は大変評価をしたいことがございますので、日本共産党議員団を代表して賛成討論を行いたいと思っております。

先ほど可決されました国保税の税率改正は、これまで高い国保税の支払いに苦しんできた国保加入者から見ますと、医療費分に限って見れば所得割は増率となっておりますが、資産割は減額となり平等割、均等割は据え置きとなっております。この間の国民健康保険の歴史の経過を見ますと、国の補助率が大幅に減らされ、応能・応

益割の比率を50%ずつにしなければ応益割の軽減制度に格差を設けるなど、さまざまな改悪が行われてまいりました。

私たち日本共産党議員団は、このような中でも一番悪いのは大もとの国が補助金を減らしたことであるけれども、市民である国保加入者が高い税負担に苦しんでいる以上、市は一般会計から繰り入れをしてでも引き下げるべきとの主張を繰り返してまいりました。それが、今回実栗市になってルール分以外の一般会計繰り入れ7,000万円が計上され、提案されています。私たち日本共産党議員団は、市民目線に立った市長の英断を高く評価するものであります。

しかし、今回の税率改定はまだ手放しで喜べるものでないこともまた事実であります。まだまだ見直しの点はあると思います。その第1は、以前各町が取り組んでおりましたように、思い切った応益・応能割合の負担割合を見直すことであります。また、重い負担の一つと言われている資産割が、今回は税率が引き下げになったものの、国保加入者の中で資産割のかかっていない世帯は45.8%あり、約半数に及んでおります。資産は現金収入を生み出すものではなく、このような収入減、売り上げ減、年金も増えない中での資産割の負担感はますます大きくなっております。

最後に、先ほども一部触れられましたけれども、国保会計に一般会計から繰り入れる、いわゆる税金を投入することについて、企業の社会保険等との不公平、また国保は独立採算という議論が強調されております。しかし、今回当局より国保加入者の年齢別の表を出してもらいましたが、それを見ますと0歳から55歳までのその加入割合は20%台で推移しておりますが、55歳から59歳では33%に急増し、さらに60歳から64歳では54%、65歳から69歳では72%、70歳から74歳では74%に上ります。さらに特徴的なことは、年金が満額支給となる65歳から69歳の男性の加入率を見ますと84.0%、70歳から74歳に至っては92.0%であります。この数字を見ていただいてもわかるように、市民のほとんどの世帯が一生のうちで一度は国保に加入しなければならないのであります。しかもその年齢が収入が大変少なくなる年金生活に入り、しかも医療機関にかかることが多くなる人が国保加入者となるのであります。議員の皆さんには国保にはこのような特徴があることを十分御理解いただいて、今回の一般会計繰り入れに是非御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田です。第15号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきまして、先ほど岩路議員の方から反対討論がございました。私は、同じくこの県の旧山崎庁舎の購入の注目点から意見を述べます。

この第15号議案につきましては、注目点は旧山崎庁舎の購入であります。この旧山崎庁舎の有効利用につきましては、決定的な結論は出ていません。が、宍粟市にとって有効かつ多大な効果が期待できます。建築の専門用語に建物内の人の動きをあらわす言葉に動線、動く線と書きますが、動線という用語があります。動線が短く集中しているのが便利で住みやすい建物になる原理を表現する用語であります。動線が短いことで本庁舎に隣接していることは、それだけで付加価値が高く利便性に優れ、将来の宍粟市行政に多大なる効果と効率をもたらします。いわゆる臨地3倍の価値であります。

また、県との購入交渉におかれましては、現行の建物、土地5,850平米につきましては、減額率50%をかけての評価計算とし、金額換算で約2億475万円相当であります。また相対して本庁舎のうち河川改修にかかる土地の部分2,378平米を減額率を適用せず、高く売却するという内容でありまして、金額相当で約1億3,080万円あります。極めて宍粟市の負担軽減になるように交渉され担当者の熱意と工夫と努力が見える、よい購入交渉であったと高く評価できます。

よって県山崎庁舎購入に賛成いたします。

岩路議員の方からは拙速である、あるいは総合的判断の不足であるという御意見がございましたが、時期は早いか遅いかわかりません。しかし、また商談というか、そういったものの交渉のチャンスというものもございますので、私は今がその時ではないかなというふうに思っております。

そういった意味で、第15号議案に賛成いたします。同僚議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

まず、本案に反対者の討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 続いて、本案に賛成の討論を許します。

1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 今も聞いておりますと、同じ賛成でも内容が違う、あるいはここには賛成だとか、反対だとか、いろんなのがありますけども、私も賛成の討論

聞いておりました、ちょっと違う意味で賛成したいなということで、念押しだけしとかないかと思ひまして、手を挙げました。

この7,000万円の繰り出しなんですけども、これは何ほ言われようとやっぱり不公平なことは不公平、不平等であります。ただ、私は委員会で確認しまして、今回のみだと、一応は。毎年なし崩し的に取り込んでいくことはない、繰り出すことはない、次年度は次年度できちんとまた精査の上、検証の上、考えていただきますという回答を得ましたので、一応今回は賛成なんで、不平等であるという認識には変わりはありません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

第15号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第15号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第15号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

午後 1 時 59 分休憩

---

午後 2 時 09 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6 請願第 1 号

○議長（岡田初雄君） 日程第 6、請願第 1 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願を議題といたします。

当請願は、去る 6 月 1 日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11 番、大上正司議員

○総務文教常任委員長（大上正司君） 報告いたします。

日程第 6、請願第 1 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、6 月 1 日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました請願第 1 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願については、6 月 4 日に第 3 回総務文教常任委員会を召集し審査を行いましたので、会議規則第 104 条の規定により報告いたします。

請願 1 号については、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、子どもたち一人一人に丁寧な学習を行う必要があります。学校規模適正化に係る市内の保護者や先生を対象としたアンケート調査でも、1 学級の適正な児童生徒数は 25 人と答えた回答が一番多かったこと。また教育予算についても国の三位一体改革により、義務教育費国庫負担金が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体の財政を圧迫していることなどから、2 分の 1 に復元する必要があります。全会一致で請願を採択すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15 番、山根 昇議員。

○15 番（山根 昇君） 本意見書について私どもも賛成をいたしますし、私どもの党も選挙のたびにこうした主張をいたしております。

ただ、配られております意見書については、先ほど説明がなかったわけでございますけれども、総選挙の際の各党のマニフェストに基づいてという文言がありますけれども、この間、鳩山政権の中でもマニフェストが全く守られていないということでございますので、この意見書案分については、議長のほうで適切にさせていただきますようお願いを申し上げます。そういう点で委員長にそういうお考えがないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） ただいまの質問でございますが、意見書の取り扱いにつきまして、議長に取り扱いをお任せしようということで、先ほど打ち合わせして朗読を省略させていただきました。今の意見のとおり、ひとつ議長の方で判断していただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号について採決を行います。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

なお、この請願の取り扱いにつきましては、先ほど出ておりましたように議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よってさように決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、6月17日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

(午後 2時14分 散会)